

内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、告示第一号
国土交通省、環境省

特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法（平成二十四年法律第五十五号）第三条
第一項の規定に基づき、特定多国籍企業による研究開発事業及び統括事業の促進に関する基本方針を次のよ
うに定めたので、同条第四項の規定に基づき公表する。

平成二十四年十月三十一日

内閣総理大臣 野田 佳彦

総務大臣 樽床 伸二

財務大臣 城島 正光

厚生労働大臣 三井 辨雄

農林水産大臣 郡司 彰

経済産業大臣 枝野 幸男

国土交通大臣 羽田 雄一郎

特定多国籍企業による研究開発事業及び統括事業の促進に関する基本方針

この基本方針は、特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法（以下「法」という。

）第三条第一項の規定に基づき、特定多国籍企業による研究開発事業及び統括事業の促進の意義及び基本的な方向に関する事項、特定多国籍企業による研究開発事業及び統括事業の内容に関する事項並びに我が国事業者の特許発明、技術等の国外流出の防止その他特定多国籍企業による研究開発事業及び統括事業の促進に際し配慮すべき事項を定めるものである。

第一 特定多国籍企業による研究開発事業及び統括事業の促進の意義及び基本的な方向に関する事項

1 特定多国籍企業による研究開発事業及び統括事業の促進の意義

近年、アジア地域を始めとした世界各国は、グローバル規模で活躍する多国籍企業、いわゆるグローバル企業の誘致のため、税制面を始めとする各種支援措置の強化に取り組んでおり、グローバル企業を巡る世界的な誘致競争が激化している。こうした中、我が国においては、グローバル企業の新規立地が減少す

るとともに、我が国からの撤退が相次いでおり、かかる事態を放置すれば、アジア地域における国際的な経済活動の拠点としての地位を喪失することになる。

このような状況を克服するためには、グローバル企業が我が国に会社を設立して行う研究開発事業や統括事業を促進するための措置を講じること、高度な専門知識や能力を持つ研究者や経営人材等を我が国に呼び込み、これによって新たな技術や経営ノウハウを獲得し、新たな事業の創出や就業機会の増大を図り、国民経済の健全な発展につなげていくことが重要である。

2 特定多国籍企業による研究開発事業及び統括事業の促進の基本的な方向

グローバル企業が行う研究開発事業及び統括事業を促進する際には、個々の企業が抱える課題を解決し、我が国において円滑に事業活動を行うことのできる環境を整備することが重要である。

具体的には、主務大臣による認定を受けたグローバル企業（以下「特定多国籍企業」という。）が、我が国に新たな会社（以下「国内関係会社」という。）を設立して行う研究開発事業及び統括事業について、課税の特例、特許料の軽減、海外からの投資手続の迅速化、外国人労働者の入国審査の迅速化等の措置を講ずることとする。

また、国、地方公共団体及び独立行政法人日本貿易振興機構は、相互に緊密に連携し必要な行政手続や利用可能な支援措置等に関する情報を特定多国籍企業に提供することとする。

第二 特定多国籍企業による研究開発事業及び統括事業の内容に関する事項

1 特定多国籍企業に関する事項

イ 特定多国籍企業の定義

法の認定対象となりうる特定多国籍企業とは、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 本店又は主たる事務所が所在する国や地域を含む二以上の国や地域に、子法人等（法第二条第一項第一号に規定する子法人等をいう。以下同じ。）を設立しているとともに、主たる事業に係る事務所、店舗、工場その他の固定施設及び従業員を有しているなど、国際的規模で事業活動を行っていること認められること。

- (2) 知的財産権や業務に関する知識や経験を持つ従業員を相当数有しており、研究開発事業や統括事業の実施に関して相当な実績を有していることなど、高度な知識又は技術を有すると認められること。

ロ 国内関係会社の定義

法の支援対象となりうる国内関係会社とは、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 研究開発事業又は統括事業を実施するために、特定多国籍企業の子法人等として設立されたものであること。

(2) 法の施行日以降に、我が国において研究開発事業又は統括事業を実施することを決定したものであること。

(3) 国内企業の買収等によって設立されたものでないこと。

2 研究開発事業の内容等に関する事項

イ 事業内容に関する事項

法の支援対象となりうる研究開発事業とは、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 新規性を有し、我が国の産業の高度化に資するものとして次に示すことが見込まれるものであること。

① 新たに開発される技術又は当該技術を用いた製品若しくは役務の開発が、機能、用途若しくは性

能等の面において、従来にない特徴を有すること。

② 我が国で広く用いられていない技術若しくはノウハウ等を利用することによる生産コストの大幅な引下げ、品質若しくは性能の著しい向上等、製法又は製品若しくは役務の提供内容若しくは手段に質的な転換が認められること。

- (2) 試験研究費及び開発費の合計額が、毎事業年度、一億円を超えるものであること。
- (3) 特定多国籍企業が相当な実績を有する事業と関連するものであること。
- (4) 特定多国籍企業、親会社及び子法人等がすでに我が国において行っている事業ではないこと。
- (5) 課税の特例を受けようとするものにあつては、その設立される国内関係会社が専ら研究開発事業を行うものであること。

ロ 国内関係会社の従業員に関する事項

法の支援対象となりうる国内関係会社とは、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 常時使用する従業員の数が十人以上であり、実施期間の最終事業年度においては二十五人（実施期間が三年以上四年未満であるものにあつては十五人、四年以上五年未満であるものにあつては二十人

）以上であること。

(2) 特定多国籍企業又はその子法人等からの従業員を半年間以上受け入れること。

(3) 当該研究開発事業に従事する者が、原則すべて日本の居住者であること。

(4) 外国人を受け入れる場合にあつては、その全員が、高付加価値をもたらす人材として、次に掲げる出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。）別表第一の二中の在留資格を保有している者（当該在留資格から「永住者」の在留資格に変更の許可を受けた者も含む。）であること。

① 投資・経営

② 法律・会計業務

③ 研究（博士号取得者又は大卒後五年以上の研究経験若しくは十年以上の研究経験を有する者に限る。）

④ 人文知識・国際業務（博士号取得者又は大卒後五年以上の実務経験若しくは十年以上の実務経験を有する者に限る。）

⑤ 企業内転勤

ハ 実施期間に関する事項

三年以上五年以下の期間であり、課税の特例を受けようとする場合にあつては、五年間とする。

3 統括事業の内容等に関する事項

イ 事業内容に関する事項

法の支援対象となりうる統括事業とは、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 特定多国籍企業及びその子法人等の経営資源の最適配分の観点から当該二以上の法人の事業の方針を企画・立案し、出資や社債取得等の方法により当該二以上の法人に対する資金調達支援を行う等の当該二以上の法人の事業の実施を確保するものであること。

- (2) 資本金の額が一億円以上の会社を設立して行うものであること。

- (3) 実施期間中に特定多国籍企業又は親会社等から国内の関係会社への出資を五億円（実施期間が三年以上四年未満であるものにあつては三億円、四年以上五年未満であるものにあつては四億円）以上行う見込みであるものであること。

- (4) 特定多国籍企業、親会社及び子法人等がすでに我が国において行っている事業ではないこと。
- (5) 課税の特例を受けようとするものにあつては、その設立される国内関係会社が専ら統括事業を行うものであること。

ロ 国内関係会社の従業員に関する事項

法の支援対象となりうる国内関係会社とは、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 常時使用する従業員の数が十人以上であり、実施期間の最終事業年度においては十八人（実施期間が三年以上四年未満であるものにあつては十四人、四年以上五年未満であるものにあつては十六人）であること。
- (2) 常時使用する従業員に対する年間の給与の総額の見込みが七千万円以上であり、実施期間の最終事業年度においては一億三千万円（実施期間が三年以上四年未満であるものにあつては一億円、四年以上五年未満であるものにあつては一億一千万円）以上であること。
- (3) 当該統括事業に従事する者が、原則すべて日本の居住者であること。
- (4) 外国人を受け入れる場合にあつては、その全員が、高付加価値をもたらす人材として、次に掲げる

入管法別表第一の二中の在留資格を保有している者（当該在留資格から「永住者」の在留資格に変更の許可を受けた者も含む。）であること。

① 投資・経営

② 法律・会計業務

③ 研究（博士号取得者又は大卒後五年以上の研究経験若しくは十年以上の研究経験を有する者に限る。）

④ 人文知識・国際業務（博士号取得者又は大卒後五年以上の実務経験若しくは十年以上の実務経験を有する者に限る。）

⑤ 企業内転勤

ハ 実施期間に関する事項

三年以上五年以下の期間であり、課税の特例を受けようとする場合にあつては、五年間とする。

第三 我が国事業者の特許発明、技術等の国外流出の防止その他特定多国籍企業による研究開発事業及び統

括事業の促進に際し配慮すべき事項

1 総合特区制度等との連携

国は、特定多国籍企業による研究開発事業及び統括事業の促進のためには、総合特区制度等との相乗効果を高めることが重要であることに鑑み、地方公共団体等の関係行政機関と緊密に連携し、その効果的な実施に努めるものとする。

2 地域経済への配慮

国は、特定多国籍企業による研究開発事業及び統括事業の促進に際して、我が国事業者の特許発明、技術等が国外へみだりに流出することのないよう必要な措置を講ずるとともに、地域経済を支える我が国事業者の健全な発展を阻害するなど地域経済の疲弊につながることをないよう十分に配慮するものとする。

附 則

この告示は、法の施行の日（平成二十四年十一月一日）から施行する。